

【6】貯血式自己血輸血に関連した医療事故

（1）発生状況

貯血式自己血輸血に関連した事例うち、自己血採血を予定していた患者に対し、実施しないほうがよい処置を行なったため、結果的に貯血式自己血輸血が実施できなかった事例が平成21年4月1日～6月30日において1件報告された。本事業開始から平成21年3月31日までに類似の事例は報告されていない。

（2）事例概要

平成21年4月1日～6月30日に報告された事例概要を以下に示す。

事例 1

患者は、手術のために入院し、術前検査などの準備をすすめており、手術の1週間前に自己血輸血のため採血を予定していた。また、患者は、昨年より義歯調整などのために当院口腔外科に通院しており、自己血輸血の採血の前日に口腔外科を受診し、抜歯した。主治医は、抜歯の可能性のある事実を把握しておらず、抜歯後の自己血貯血が不可能であることも認識していなかった。このため、翌日の自己血貯血は不可能となり、手術日までに日数がないため自己血貯血が不可能となった。

抜歯を行なった際、自己血貯血が適応とならないことの知識が不足しており、更にそれを確認するシステムも不十分であった。また、口腔外科との連携が不十分であった。

（3）貯血式自己血輸血の適応に関する主な記載

日本赤十字社の「輸血療法の実施に関する指針」（改定版）及び「血液製剤の使用指針」（改定版）¹⁾によると貯血式自己血輸血の適応とならない患者について次のような記載がある。

『菌血症の可能性のある全身的な細菌感染患者は、自己血の保存中に細菌増殖の危険性もあり、原則的に自己血輸血の適応から除外する。』

厚生省薬務局の「自己血輸血：採血及び保管管理マニュアル」²⁾でも、貯血式自己血輸血の適応とならない患者を、『細菌感染患者では菌血症の可能性もあり、採血した血液の保存中に細菌の増殖することも考えられるので、自己血輸血の適応とはならない。』としている。

このマニュアルの改訂案である自己血輸血ガイドライン改訂案作成小委員会の『改訂自己血輸血ガイドライン（案）』³⁾には、貯血式自己血輸血の適応とならない細菌感染者について、具体的に次のような記載がある。

『菌血症の可能性のある全身的な細菌感染患者では、自己血の保存中に細菌増殖の危険性もあり、自己血輸血の適応とはならない。また、保菌者を疑わせる下記の患者からは、原則として採血しない。』

- 1) 治療を必要とする皮膚疾患・露出した感染創・熱傷のある患者
- 2) 下痢のある患者
- 3) 抜歯後72時間以内の患者

- 4) I V Hを施行中の患者
- 5) 抗生剤内服中の患者
- 6) 3週間以内の麻疹・風疹・流行性耳下腺炎の発病者

但し、炎症反応(臨床症状及びC R P陽性、血沈亢進、W B C増加など)が少なく、菌血症を否定出来る慢性的な局所感染症では採血可能なケースがある。』

また、日本自己血輸血学会⁴⁾でも、患者向けの資料で貯血式自己血輸血の適応とならない細菌感染者を具体的に明示しており、その内容は次の通りである。

『全身的な細菌感染患者及び感染を疑わせる以下の患者からは、原則として採血しない。

- 1) 治療を必要とする皮膚疾患・露出した感染創熱傷のある患者
- 2) 熱発している患者
- 3) 下痢のある患者
- 4) 抜歯後72時間以内の患者
- 5) 抗生剤服用中の患者
- 6) 3週間以内の麻疹・風疹・流行性耳下腺炎の発病患者』

American Association for Blood Banksが作成しているガイドライン⁵⁾でも、貯血式自己血輸血の適応でない患者を菌血症の危険がある者としているが、具体的な記載はない。

一方、参照した教科書に類する文献^{6)～9)}では、抜歯の絶対的禁忌症又は相対的禁忌症に貯血式自己血輸血に関する記載はなかった。

(4) 当該事例が発生した医療機関の改善策について

当該事例が発生した医療機関の改善策として、以下が報告されている。

- 1) 自己血輸血が適応とならない状況を列挙し、診療科スタッフに周知する。
- 2) 上級医が、貯血式自己血輸血予定の適応とならない状況を確認するシステムを構築する。

(5) まとめ

報告された事例から、歯科医は患者が抜歯してよい条件にあるかを確認すること、主治医は患者が他科を受診する際に自己血輸血を予定していることを伝えること、を確実にこなす必要性が示唆された。

(6) 参考文献

1. 日本赤十字社. 「輸血療法の実施に関する指針」(改定版)及び「血液製剤の使用指針」(改定版)平成17年9月(平成19年11月一部改正). 2007:36.
2. 厚生労働省薬務局. 自己血輸血:採血及び保管管理マニュアル(平成6年12月2日). 1994.
3. 日本輸血学会自己血輸血ガイドライン改訂小委員会. 改訂自己血輸血ガイドライン(案). 自己血輸血, 2001;14:4-19.
4. 日本自己血輸血学会. 自己血輸血とは. (online), available from <http://www.jsat.jp/jsat_web/jikoketuyuketu_toha/pdf/jikoketuyuketu_toha2.pdf> (last accessed 2009-06-19)

5. American Association for Blood Banks. Standards for blood banks and transfusion services 25rd ed. 2007; 22-22.
6. 第13章 口腔・顎顔面疾患の手術とその他の治療. 野間弘康, 瀬戸皖一. 標準口腔外科学第3版. 東京: 医学書院, 2004; 412-413.
7. 15 口腔外科手術法. 泉廣次, 工藤逸郎. 口腔外科学第4版. 東京: 学建書院, 2008; 332-334.
8. 付章Ⅲ 手術各論. 栗田賢一. 口腔外科の治療と疾患第2版. 京都: 永末書店, 2008; 412-413.
9. 第5章 歯と歯周組織の疾患. 榎本昭二, 岡野博郎, 工藤逸郎. 最新口腔外科学第4版. 東京: 医歯薬出版, 2002; 500-504.